

教員免許特例法による「介護等体験」の実施概要

1 体験の目的

児童・生徒を教育する教員志望者が、社会福祉施設における介護等の体験を通じて、福祉に対する理解を深めることにより、義務教育を充実させることを目的としています。

2 対象者

大学生等で、将来小学校、中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

3 介護等体験の時期及び期間

期 間：令和8年7月13日（月）～令和9年2月26日（金）

日 数：原則、月曜日から金曜日の「連続5日間」

時 間：社会福祉施設が指定した時間帯

形 態：主に日中の通所による体験

4 介護等体験の具体的な内容

- (1) 高齢者、障がい者及び児童に対する介護、介助
- (2) 高齢者、障がい者及び児童の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事等への参加
- (5) 掃除や洗濯等受入れる社会福祉施設等の職員に必要とされる業務の補助

5 介護等体験受入経費

受入に係る費用については、体験者1人当たり1日1,000円（5日間5,000円）とし、受入れ施設が指定した口座にお振込みいたします。